

学校法人会計の特徴及び企業会計との違いについて

学校法人は営利の追求を目的とする一般企業とは異なり、教育・研究活動を目的とする公共性の高い法人です。経済活動を行う点では同様ですが、学校法人は一般企業のように剰余利益が多いほどよいというものではなく、安定性、継続性を保つため収支の均衡をとることが特に求められています。これは学校法人が均衡を鑑みずに経営を行った場合、過剰に利益を追求すれば学生に提供する教育・サービスの質を維持することが難しくなり、反対に収入に見合わない教育・サービスを提供し続ければ、学校の存続ができなくなるためです。

また、学校法人は国及び地方公共団体から補助金の交付を受けるにあたり、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」（昭和46年4月1日文部省令第18号）という独自の会計基準に従い会計処理、計算書類の作成等を行うことが求められています。

なお、学校法人会計基準は平成27年度に一部改正となり書式の変更や新たな附属表が追加されることとなりました。

本学においても私立学校振興助成法、私立学校法、学校法人会計基準に定められている通り「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」を作成しています。

「資金収支計算書」

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算書を作成します。資金収支計算書は企業会計におけるキャッシュフロー計算書に近いものです。平成27年度からは新たな附属表「活動区分資金収支計算書」を作成することとなり、活動区分ごとの資金の流れがわかるようになりました。

「事業活動収支計算書」

事業活動収支計算書は従来の消費収支計算書から変更となり、経常的な収支と臨時の収支を区分し、それぞれの収支状況を把握できるようになりました。

事業活動収支計算書は企業会計における損益計算書に近いものですが、企業会計のように利益の追求を目的とした損益計算を重視したものとは異なり、収入と支出の均衡状態を把握するため作成しています。

また、学校法人会計では教育研究活動を行うために必要な校地、校舎、機器備品、図書、現金、預金等の資産を継続的に保持するために維持すべきものとして「基本財産」という勘定科目が設けられています。事業活動収支計算書においては、帰属収入から基本財産の対象となる資産の取得価額を基本財産へと組入を行います。これは、学校法人の規模の拡大や必要となる設備の整備、その他の諸活動を行うにあたり、学校法人が継続的に保持すべ

きものとして基本金に組み入れて留保すべきであり、事業活動支出に充てるべきではないという考え方に基づくものです。基本金への組入を行うことにより、安定性、継続性の確保がなされています。

「貸借対照表」

年度末の資産、負債、基本金、事業活動収支差額の残高を表示して、学校法人の財政状態の健全性を明らかにするとともに、教育研究活動に必要な財産を適正に管理することを目的として作成しています。

学校法人には資本金という概念はありませんが、教育水準の維持向上を目的とし永続的に学校に留保させ継続的に保持すべき拘束財産として、「基本金」が表示されています。